

佐賀県告示第三百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十三年十一月二十九日から平成二十三年十二月二十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十九日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 川上牛津線	佐賀市大和町大字池上字一本松一六一九番一地从先から 佐賀市大和町大字久留間字五本杉九一一番一地从先まで	平成二三・一一・二九